

《HR 实务教室：个人所得税相关》
《HR 実務教室：個人所得税関連》

我司于 12 月 23 日面向会员企业客户，举办了以《个人所得税相关》为主题的学习会。本期周报我们总结了相关要点，与大家分享。

1. 年终奖计税

- (1) 根据财税【2018】164 号《关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知》，“自 2022 年 1 月 1 日起，**居民个人**取得全年一次性奖金，应并入当年综合所得计算缴纳个人所得税”。**非居民个人**一个月内取得数月奖金，不与当月其他工资薪金合并，按 6 个月分摊计税。
- (2) **居民个人**年终奖的莫入坑位：36,001、144,001、300,001、420,001、660,001、960,001 元。
- (3) 优惠政策废止，会造成“**中高收入**”人群个税增加，影响最大。
- (4) 优惠政策的注意点：①一年只能用一次；②在 2021 年年底发放的，才能使用；③一年内有 2 家公司发了年终奖的，那么来年汇算清缴时**选取较高那笔**使用年终奖优惠税率。

2. 汇算清缴

- (1) 在中国境内的居民纳税人在 2022 年 3 月 1 日前离境的，建议在**离境前**提前申请处理汇算清缴。
- (2) 退税常见情形：①年度综合所得年收入额不足 6 万元但平时预缴过个税；②预缴税款时没有申报符合条件的专项附加扣除。
补税常见情形：同一劳动者在两个以上单位任职受雇并领取工资薪金，预缴税款时重复扣除基本减除费用（5000 元/月）。

3. 外国人免税项目

- (1) 根据财税【2018】164 号《关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知》，“自 2022 年 1 月 1 日起，外籍个人**不再享受住房补贴、语言训练费、子女教育费**津补贴免税优惠政策，应按规定享受**专项附加扣除**。”
- (2) 专项附加扣除的注意点：
①子女在中国境外接受教育的也可享受，但应当留存境外学校录取通知书、留学签证等证明材料备查；
②住房租金和租房贷款，**两者选其一**；
③住房贷款对象只能是首套、且必须是中国**大陆境内**住房；
④老人抚养费用享受是在被赡养人年满 60 周岁的当月至赡养义务终止的年末（**年中过世的也可以享受到当年年末**）。

CoChi 日誌

12 月 23 日に会員顧客向けに、「個人所得税関連」をテーマにした勉強会を開催しました。今回は、その関連ポイントをまとめて、共有します。

1. 賞与税

- (1) 財税【2018】164 号『个人所得税法改正後の優遇政策の関連問題に関する通知』によると、「2022 年 1 月 1 日より、**居住者個人**は年間 1 回の賞与を取得し、その年の総合所得に合算して個人所得税を納付しなければならない」と規定されています。**非居住者個人**が 1 か月以内に取得した数か月分の賞与は、当月のその他賃金給与とは合算せず、6 か月で分けて税を計算します。
- (2) **居住者個人**賞与の税率が変わる金額：36,001、144,001、300,001、420,001、660,001、960,001 元。
- (3) 優遇政策の廃止により、「**中高所得**」層の個人所得税が増加し、影響が最も大きいです。
- (4) 優遇政策の注意点：①1 年に 1 回のみ使用可能。②2021 年末までに支給された場合にのみ使用可能。③1 年以内に 2 社が賞与を支給した場合、翌年の確定申告時に賞与額の**高い方**を採用します。

2. 確定申告

- (1) 中国国内の居住者納税人が 2022 年 3 月 1 日前に出国する場合、**出国前**に確定申告の処理を申請することを提案します。
- (2) 税還付のよくある事例：
①年度の総合所得の年間収入額は 6 万元未満であるが、通常時に税金を納付したことがある。
②税金を予納する時に条件に合致する**专项附加扣除**を申告していない。
税追納のよくある事例：同一の労働者が 2 か所以上の会社で雇用され勤務し、賃金給与を受領する場合、税金を予納する時に**基本扣除費用**(5000 元/月)を重複扣除する。

3. 外国人の免税項目

- (1) 財税【2018】164 号『个人所得税法改正後の優遇政策の関連問題に関する通知』によると、「2022 年 1 月 1 日より、外国籍個人は**住宅手当、語学手当、子女教育費**手当の免税優遇政策を享受できなくなり、規定に基づき、**专项附加扣除**を享受しなければならない。」
- (2) 专项附加扣除の注意点：
① 子女が中国国外で教育を受けた場合も享受でき、国外の学校の合格通知書、留学ビザ等の証明資料を保管の上、審査のために準備しなければならない。
② 住宅の家賃と賃貸住宅のローン、**どちらか一方を選ぶ**。
③ 住宅ローンの対象は最初の一軒のみで、かつ**中国大陸国内**の住宅でなければなりません。
④ 老人扶養費の支給は、被扶養者が満 60 歳になった月から扶養義務が終了する年末まで（**年内に逝去した場合も当年度年末まで享受できる**）行われる。

以上